

ふるさと和歌山市学生応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により、就職活動に遅れが生じている又はアルバイト収入の減少等で不安を感じながら市外に在住している本市出身の学生に対する応援物品の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校に限る。）、同法第97条に規定する大学院又は同法第124条に規定する専修学校に在学する者をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法第16条に規定する保護者その他学生を扶養する関係にあると認められる者をいう。
- (3) 応援物品 食料、新型コロナウイルス感染症の予防のための物品その他市外在住の学生の生活を応援する物品をいう。
- (4) オンライン申請 行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請をいう。

(給付の対象者)

第3条 応援物品の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当する者
 - ア 平成2年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者であること。
 - イ 学生であること。
 - ウ 申請時において、日本国内かつ市外に居住していること。
 - エ 本市に住所を有している又は有していたことがあること。
 - オ 保護者等が本市に住所を有している者であること。

- (2) その他前号に準ずる者として市長が認める者

(給付の要件)

第4条 応援物品の給付は、給付対象者1人につき、1回を限度とする。

(給付の申請)

第5条 応援物品の給付の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、給付対象者又は給付対象者の保護者等とする。

- 2 申請者は、次項に規定する申請書の持参若しくは郵送又は本市のホームページを通じたオンライン申請により申請するものとする。
- 3 申請者は、持参又は郵送による申請を行う場合にあっては、ふるさと和歌山市学生応援物品給付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に、給付対象者が学生であることを確認できる書類等の写しを添えて市長に提出するものとする。
- 4 申請者は、オンライン申請を行う場合にあっては、給付対象者が学生であることを確認でき

る書類等の画像情報とともに、本市が設けた専用の入力フォームに次に掲げる事項を入力し、送信するものとする。

(1) 給付対象者に関する事項

- ア 居住地及び氏名
- イ 生年月日
- ウ 現に所属している学校の名称
- エ 電話番号及びメールアドレス

(2) 給付対象者の保護者等に関する事項

- ア 住所及び氏名
- イ 給付対象者との続柄
- ウ 電話番号

(給付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに審査の上、給付の可否を決定し、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(応援物品の給付)

第7条 市長は、前条の規定により給付を決定した給付対象者に対して、応援物品を給付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。